

地域における保健婦及び保健士の 保健活動について

平成10年4月10日
保健医療局長通知

1. 包括的な保健、医療、福祉のシステム構築並びに保健計画の策定等に保健婦が十分に関わることができるような体制整備
2. 保健婦の計画的かつ継続的な確保に努める
3. 保健婦の現在教育の充実を図る
企画及び調整能力を養成するための研修を体系化しその実施に努める
4. 保健活動を組織横断的な立場から総合調整し、技術的側面から指導を行う保健婦を地域健康関連施策の企画調整部門にも配置するよう努める

地域における保健師の保健活動について

平成15年10月10日
健康局長通知

1. 地域保健関連施策の企画、立案、実施医及び評価を行うことができるような体制整備
包括的な保健、医療及び福祉等のシステムの構築、各種保健に係る計画の策定等に保健師が十分に関わることが出来るような体制整備
2. 保健師の計画的かつ継続的な確保に努める

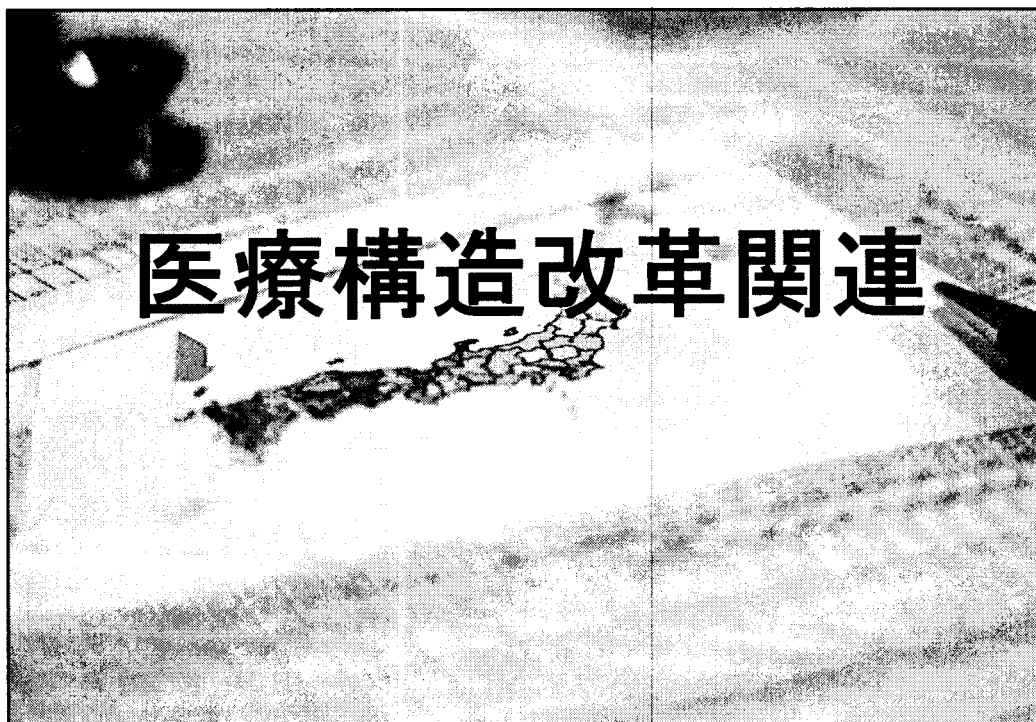
3. 保健婦の現任教育については、各地方公共団体において策定した人材育成指針により体系的に実施すること
4. 保健師を保健、福祉、介護等の様々な部門に適切に配置するとともに、保健師活動を組織横断的な立場から総合調整し、技術的側面から指導を行う地域健康関連施策の企画調整部門等に配置するよう努めること

改正のポイント

- ①健康増進法の制定、介護保健制度の施行及び地方分権の推進等の社会環境の変化に伴い、保健師の業務内容について、所要の改正を行った
- ②保健師の活動が福祉や介護保険部門に拡大していることから、これらの部門における保健師活動について明確にした

主な改正内容

- 近年の地域保健を取り巻く社会環境の変化について追加
- 保健活動の方向性として、保健活動を企画、立案、実施、評価の周期で実施すること、総合的な地域保健関連施策の展開に関わることとしたこと
- 保健師の資質向上については、人材育成指針に基づくこと、自己啓発が基本であること、行政運営に関する能力を養成することなどを追加
- 保健師を保健福祉サービスの総合的な提供の観点から、保健、福祉、介護等の部門に適切に配置することを追加



医療制度改革法の概要

医療制度改革大綱の基本的な考え方

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1) 患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築
 - ・医療情報の提供による適切な選択の支援
 - ・医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供(医療計画の見直し等)
 - ・在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の向上
 - ・医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足問題への対応 等
- (2) 生活習慣病対策の推進体制の構築
 - ・「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開
 - ・保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に対する健診・保健指導を義務付け
 - ・健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標設定 等

2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 中長期対策として、医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費を抑制(生活習慣病の予防徹底、平均在院日数の短縮)
- (2) 公的保険給付の内容・範囲の見直し等(短期的対策)

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

- (1) 新たな高齢者医療制度の創設
- (2) 都道府県単位の保険者の再編・統合

【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律】

- ① 都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設など情報提供の推進
- ② 医療計画制度の見直し(がんや小児救急等の医療連携体制の構築、数値目標の設定等)等
- ③ 地域や診療科による医師不足問題への対応(都道府県医療対策協議会の制度化等)
- ④ 医療安全の確保(医療安全支援センターの制度化等)
- ⑤ 医療従事者の資質の向上(行政処分後の再教育の義務化等)
- ⑥ 医療法人制度改革 等

医療計画、介護保険事業支援計画、健康増進計画との調和が必要

【健康保険法等の一部を改正する法律】

- ① 医療費適正化の総合的な推進
 - ・医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診の義務付け
 - ・保険給付の内容、範囲の見直し等
 - ・介護療養型医療施設の廃止
- ② 新たな高齢者医療制度の創設(後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費にかかる財政調整)
- ③ 都道府県単位の保険者の再編・統合(国保の財政基盤強化、政管健保の公法人化等) 等

階層型構造の医療提供体制から住民・患者の視点に立った医療連携体制への転換

【これまでの医療計画の考え方】

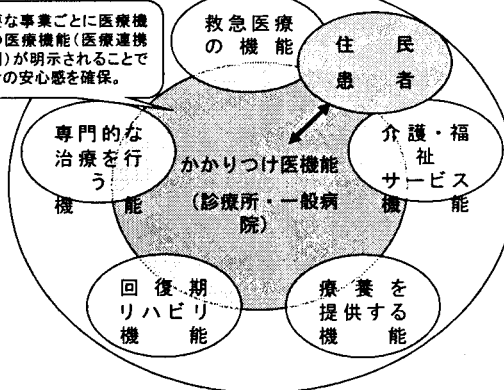
【新たな医療計画の考え方(イメージ)】

3次医療：先進的な技術や特殊な医療、発生頻度が低い疾病に関するものなどの医療需要に対応した医療

2次医療：入院治療を主体とした医療活動がおおむね完結する医療

1次医療：普段からの健康相談が受けられる、かかりつけ医を中心とした地域医療体制の確立を目指した医療

主要な事業ごとに医療機関の医療機能(医療連携体制)が明示されることで患者の安心感を確保。



“現在の医療計画制度の問題点”

- (1) 患者の実際の受療行動に着目するのではなく、医療提供サイドの視点で構想。
- (2) 地域の疾病動向を勘案しない量的な視点を中心に構想。
- (3) 地域の医療機関が担える機能に関係なく、結果として大病院を重視することとなる階層型構造を念頭に構想。

《新たな医療計画制度での医療連携体制の考え方》

- (1) 患者を中心とした医療連携体制を構想
- (2) 主要な事業ごとに柔軟な医療連携体制を構想
- (3) 病院の規模でなく医療機能を重視した医療連携体制を構想

医療計画について

(19年7月20日医政局長通知)

- 別紙「医療計画作成指針」
 - 第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項
 - 5 医療計画の名称等
 - 都道府県における医療計画の名称は「〇〇県医療計画」とすることが望ましいが、法に基づく手続きにより作成され、法に基づく事項が記載されている計画であれば、例えば〇〇県保健医療計画のような名称であっても、差し支えなく、又福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画であっても差し支えない。
 - 第4 医療計画作成の手順等
 - 2 疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の手順
 - (2)協議の場の設置 ②圏域連携会議
 - » 圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。
その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または、医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

疾病又は事業ごとの医療体制について

(19年7月20日医政局指導課長通知)

- 疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針
 - 第3 手順 2. 協議の場の設置 (2)圏域連携会議
 - 圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。
その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または、医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

疾病又は事業ごとの医療体制について (19年7月20日医政局指導課長通知)

• 脳卒中の医療体制構築に係る指針

– 第3 連携の検討及び計画への記載

(2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示)の規定に基づき、また、平成19年7月20日付け健総発第0720001号健康局総務課長通知「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

医療計画の作成及び推進における 保健所の役割について

(19年7月20日健康局総務課長通知)

- 一般的事項
 - 地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること、医療計画の策定に関与すること
- 医療計画の作成及び推進における保健所の役割
 - 情報の収集、整理及び活用の推進
 - 地域における健康危機管理の拠点としての機能強化
 - 企画及び調整機能の強化
- 先駆的事例
- その他の留意事項
 - 母子保健、老人保健、歯科保健、精神保健、疾病対策、感染症対策など、地域保健医療政策の推進
 - 二次医療圏ごとの保健及び医療に関する計画を策定しても差し支えない

成功要因

平成18年度地域保健総合推進事業・地域医療連携体制
の構築に関する研究(分担事業者 岡 紳爾)

- ①有力な人材・機関との日頃の連携と良好な関係
医療機関、医師会、市町村、本庁
- ②発生した課題の緊急性と重要性
緊急性、重要性のアピール
- ③熱意・知識のある人材(機関)の存在と活用
地域における人材、機関との協働
人材、機関の発掘
- ④医療分野における保健所の役割(中立的立場の意義を
含む)について関係機関へ周知
中立的な立場で調整を行うことのできる機関であること
が認知されることが大事
- ⑤圏域の問題は保健所で取り組むという所内意識
所長、職員の意識

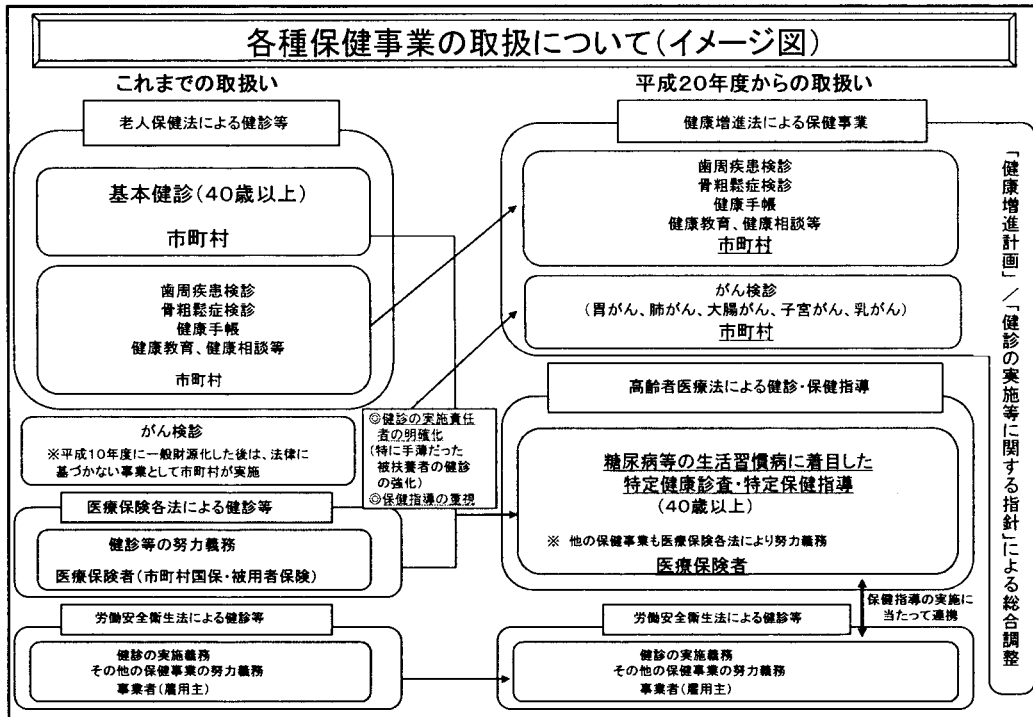
その他の要因

【取り組み決定までの経緯】

- ①所長の意向
- ②外部からの要請
- ③関係者の同意
- ④医療計画改定に伴い発生した課題に保健所として対応

【期待された役割】

- ①中立的立場での関係機関の利害調整、必要性や問題意識の共有化
のための働きかけ
- ②公平な立場での客観的なデータによる現状提示や地域の実態調査
実施
- ③検討や研修をするための「場」の設置
- ④事業の評価・検証



健康増進法(抜粋)

第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

健康増進法(抜粋) (平成20年4月1日施行分)

第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

市町村の新たな健康増進事業(1)

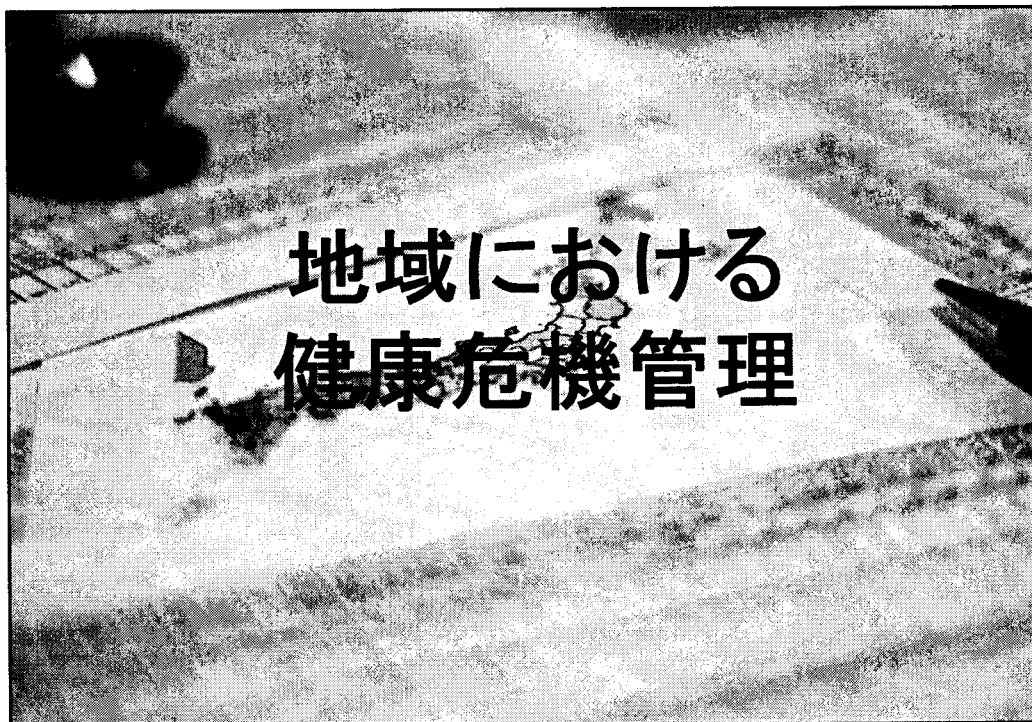
【経緯】

- 今般の医療構造改革において、老人保健法の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられない事業については、市町村が健康増進法等に基づき実施することとされた。

市町村の新たな健康増進事業(2)

【具体的な事業】

- (1)がん検診
- (2)歯周疾患検診
- (3)骨粗鬆症検診
- (4)肝炎ウイルス検診
- (5)高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない40歳以上の住民(※)に対する同法第18条第1項の特定健康診査と同様の健康診査
- (※)生活保護受給者のうち社会保険未加入者を想定
- (6)40歳以上65歳未満の住民に対する健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導



保健所における健康危機への対応の概要

<ul style="list-style-type: none"> ○原因不明健康危機 ○災害有事・重大健康危機 <ul style="list-style-type: none"> ・生物テロ、SARS、新型インフルエンザ等 ・地震、台風、津波、火山噴火等 ○医療安全 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での有害事象の早期察知、判断等 ○介護等安全 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染、高齢者虐待等 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生時の初動対応等、必要措置 ○結核 <ul style="list-style-type: none"> ・多剤耐性結核菌対応等 ○精神保健医療 <ul style="list-style-type: none"> ・措置入院に関する対応、心のケア等 ○児童虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待、精神的虐待、ネグレクト等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等安全 <ul style="list-style-type: none"> ・副作用被害、毒物劇物被害等 ○食品安全 <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒、医薬品（未承認薬も含む）成分を含むいわゆる健康食品等 ○飲料水安全 <ul style="list-style-type: none"> ・有機ヒ素化合物による汚染等 ○生活環境安全 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害（臨界事故）、環境汚染等
<ul style="list-style-type: none"> ○平時対応（日常業務） ①情報収集・分析： <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向調査 ・健康危険情報の収集・整理・分析 ・過去の事例の集積 ・相談窓口（保健所通報電話の設置） ・公衆衛生上問題のあると考えられる死体の死因調査 ②非常時に備えた体制整備： <ul style="list-style-type: none"> ・計画・対応マニュアルの整備 ・模擬的な訓練の実施 ・人材確保及び資質向上・機器等整備 ・関係機関とのネットワーク整備 ③予防教育・指導・監督： <ul style="list-style-type: none"> ・予防教育活動、監視、指導、監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事対応（緊急時業務） ①緊急行政介入の判断 ②連絡調整： <ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元管理・分析・提供 ・経過記録 ・専門相談窓口 ③原因究明： <ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査 ・情報の収集・分析・評価 ④具体的対策： <ul style="list-style-type: none"> ・被害拡大の防止 ・安全の確保 ・医療提供体制の確保（心のケアを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後対応 ・事後対応の評価 ・対応体制の再構築 ・追跡調査 ・健康相談窓口 ・PTSD対策

地域における健康危機管理体制(1)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(平成6年告示、平成12,15,17年改正)

- ・ 地域における健康危機管理体制を確保する必要あり
- ・ 都道府県及び市町村はそれぞれの保健衛生部門に役割を明確にする
- ・ 他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体との連携及び調整が確保された健康危機管理体制を構築
- ・ その管理責任者は保健所長が望ましい

地域における健康危機管理体制(2)

平成13年 地域健康危機管理ガイドライン

- 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を受け、作成された。
- 参考にして更なる体制整備の推進をお願いしたい。
- 既に要綱等整備した都道府県においても訓練の実施により検証を行い、適宜見直しをお願いしたい。

☆地域における健康危機管理の拠点としての 保健所の役割 ～新潟県中越沖地震での対応を中心に～

【地震の状況(気象庁)】

(1)平成19年7月16日 10時13分頃発生

①震源地 新潟県上中越沖(北緯37度、東経138度)

②震源の深さ 17km

③規模 マグニチュード6.8(暫定)

④各市町村の最大震度(震度5強以上)

・震度6強 新潟県柏崎市、長岡市、刈羽村
長野県飯綱町

・震度6弱 新潟県上越市、小千谷市、出雲崎町

・震度5強 新潟県三条市、十日町市、南魚沼市、燕市
長野県中野市、飯山市、信濃町

⑤津波 津波注意報(11:20解除)

新潟県中越沖地震に係る県外保健師派遣状況

派遣先 市町村	派遣元 自治体	人数	自治 体数	派遣 開始日	派遣 終了日	延べ 人日
柏崎市	73 チーム	162	106	7月18日	9月7日	3,235
刈羽村	8 チーム	16	7	7月21日	9月7日	312
総計	80 チーム	178	113	7月18日	9月7日	3,547

派遣開始日:被災地で活動に入った日(移動日を除く。)

派遣終了日:次の担当へ引継ぎを行った日を含む。

延べ人日:1班あたりの派遣人数(保健師以外を除く)×活動日数

こころのケア対策

(1) 避難所

- 専門的対応が必要なケースを保健師が把握し、こころのケアチームにつないだ。
- こころのケアチームが避難所ほか延べ115箇所を訪問。
相談件数136件(7月18日～31日)

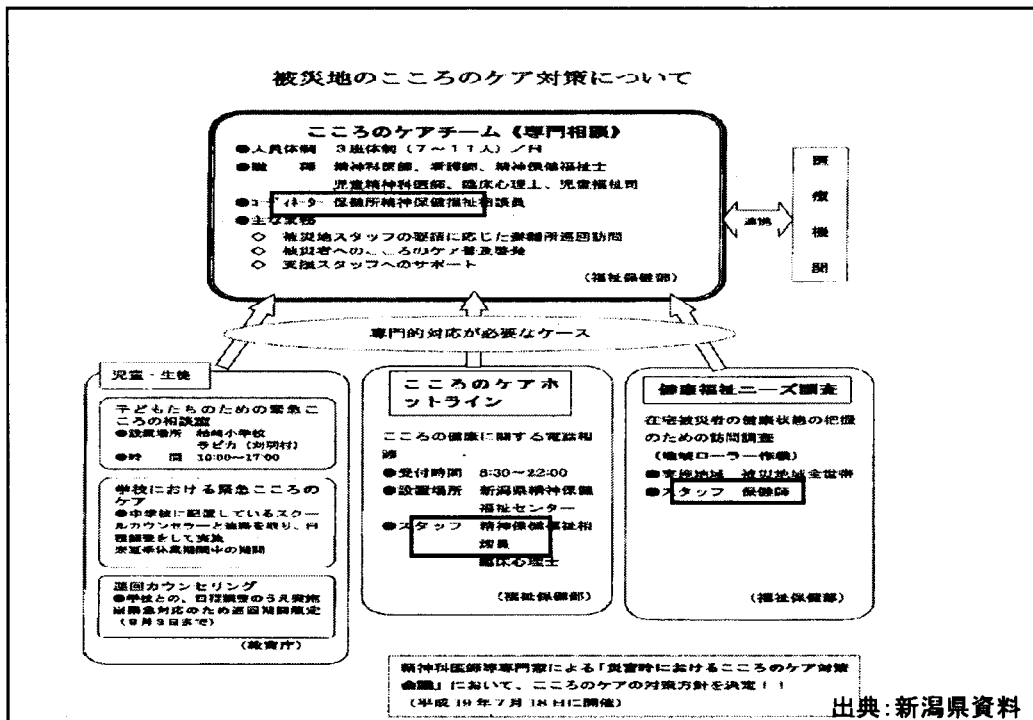
(2) 在宅の被災者

- こころのケアホットラインを開設し、電話相談を実施。
7月16日～31日の件数 185件(中越大震災では同時期で305件)
- 健康福祉ニーズ調査による把握(7月27日現在)
7,931世帯 13,401人中 専門的なこころのケアが必要な人 52人(0.39%)
- 保育所等への対応
柏崎市・刈羽村の保育所等を順次巡回して、保育士などの職員に、子どものこころのケアに関する対応方法についての指導助言を行うとともに、個別のケースへの相談に応じている。

(3) 児童・生徒

- 巡回カウンセリング及びスクールカウンセラー活用によるもの(7月31日現在)
52,495人中 要カウンセリング1,090人(2.1%) うち実施者321人(29.4%)
- 心の相談室(柏崎小学校、刈羽村ラビカに設置)
相談件数 36件 76人(7月18～31日)

出典:新潟県資料



- ### ペット動物対策
- 1 対応状況**
- 7月17日
- ・新潟県中越沖地震動物救済本部（県、獣医師会、動物愛護協会が構成）を設置
- 7月19日

 - ・現地対策本部を柏崎保健所内に設置
- 動物飼育に関する相談受付（19年8月2日 午後2時現在）

・フード等の提供	犬 76件、	ねこ 39件、	その他 1件
・飼育動物の健康	犬 21件、	ねこ 5件、	その他 4件
・一時預かり	犬 27件、	ねこ 16件、	その他 1件
・引取り	犬 1件、	ねこ 2件、	
・脱出届	犬 10件、	ねこ 17件、	その他 1件
・ケージ等貸出	犬 8件、	ねこ 1件、	
（合計）	犬 143件、	ねこ 80件、	その他 7件
 - 被災動物の一時預かり頭数（平成19年8月2日 午後2時現在）

・犬	28頭	／	ねこ	6頭	／	その他	1頭
----	-----	---	----	----	---	-----	----
 - 動物シェルターの設置
 - ・2箇所設置（7月27日 / 8月7日（予定））
- 2 今後の対応予定**
- 動物救済本部（状況を見ながら態勢を検討）
 - 現地対策本部（8月10日頃まで設置予定）
 - 預かり動物の健康管理の徹底（獣医師会による定期健診等の実施）
 - 仮設住宅での動物飼育希望者の把握と入居支援
- 出典：新潟県資料

新型インフルエンザ発生における 保健所が果たした役割

未発生期における

- 健康危機管理研修会
- 保健所内の体制整備
- 新型インフルエンザ対策訓練
- 新型インフルエンザ情報の提供
- 入国者における健康監視体制の整備

新型インフルエンザ発生における 保健所が果たした役割

- 新型インフルエンザの情報提供
- 発熱相談センターの設置
- 発熱外来
- 検体の採取・搬送
- 積極的疫学調査
- 入国者における健康監視の実施